

第3回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年2月7日（火）13：30～18：10

2. 開催場所：（社）日本電気協会 4階 B会議室

3. 参加者 （順不同，敬称略）

委員：芹沢（東京電力），岩崎（関西電力），森脇（中国電力），長尾（四国電力），
中園（九州電力），福田（日本原電）

（計6名）

委員代理者：三木（東北電力・青木），土屋（中部電力・霜垣）

（計2名）

常時参加者：斎藤（東京電力）

（計1名）

欠席：奈良（北海道電力），黒田（北陸電力）

（計2名）

事務局：福原，長谷川（日本電気協会）

4. 配付資料

資料 No.3-1 第2回 防災対策指針検討会 議事録（案）

資料 No.3-2-1 『JEAG4102-200X 防災対策指針』の改定に係る継続・廃案について（集約結果）

資料 No.3-2-2 『JEAG4102-200X 防災対策指針』の改定に係る継続・廃案について（案）

資料 No.3-3-1 原子力発電所の緊急時対策指針（案）JEAG4102-200X

資料 No.3-3-2 原子力発電所の緊急時対策指針（案）JEAG4102-200X（関電コメント）

5. 議事

（1）会議定足数の確認について

委員総数 10 名に対して本日の出席委員数は，代理委員も含めて 8 名で検討会決議に必要な委員総数の 2 / 3 以上の出席が確認された。

（2）代理参加者、常時参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日，代理出席の三木氏（東北電力・青木），土屋氏（中部電力・霜垣）および常時参加者の斎藤氏（東京電力）が出席委員全員から承認された。オブザーバ参加者はなかった。

（3）議事次第と配布資料の確認について

事務局より，配布した議事次第と資料が紹介された。

（4）前回議事録案の確認について

資料 3-1 に基づき，事務局より，前回の検討会議事録（案）については，誤字修正の上で本内容について承認された。

なお，検討会主査より，前回の関係省庁への参加要請の確認は，技術指針の改定 / 廃案を議論している段階では見送るべきであるとの説明があった。

(5) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

資料 No.3-2-1,3-2-2 に基づき、各委員から JEAG4102 の改訂に係る継続・廃案について、各社から回答状況（メリット/デメリット）の説明があり、これらのまとめを芹澤主査から説明があった。各社の回答をまとめると、大略以下のとおり。

改訂継続のメリット

- ・事業者間の標準的なガイドとなる。
- ・国関係省庁に諸課題を提示することが可能。
- ・原災法第 10 条、第 15 条の判断基準に係る解釈を標準化。
- ・対外的な防災対策説明の後ろ盾の役割。
- ・原子力事業者防災業務計画の自治体協議の際、電力標準として記載内容説明の根拠。
- ・国側も民間規格を重視している現状を鑑み、継続的な改訂は望ましい。

廃案のメリット

- ・現状は指針の必要性が薄いことから、廃案により改訂の労力を削減できる。

改訂継続のデメリット

- ・原子力事業者防災業務計画の修正は、各自治体との協議の結果が正となるため、ガイドの位置づけが不明確となる可能性がある。
- ・詳細事項については、電力又は発電所毎の運用マニュアルで規定されており、ガイドとして各社標準化を図る必要性は少ない。
- ・自治体との協議の結果、JEAG との齟齬が生じた場合、説明責任は事業者が負うことになる。
- ・原災法関係は JEAG に規定可能であるが、地域防災計画、防災指針、防災基本計画等に係る基準全てを JEAG に規定できないことから、中途半端な基準となる。
- ・防災指針、防災基本計画の修正等に係る JEAG への迅速な反映が困難。

廃案のデメリット

- ・事業者間の標準的なガイドが存在しない。

このまとめに対しての主な意見は、以下のとおり。

- ・JEAG4102-1996 は、現在の防災体系ができる前に策定されたものであるため、現在の体系に合わせた指針に改訂することで活用できる。
- ・今回改訂することの労力は多大なものになるが、次回以降の改訂労力は少ないものと考えられる。
- ・事業者間の標準的なガイドとして、対外的な防災対策説明の後ろ盾にはなる。
- ・世の中の流れとして、民間指針を廃案にするというのは逆行しているように思える。
- ・本指針は、原災法の趣旨からすると事業者間の連携を形に表したものではないか。
- ・廃案により改訂の労力を削減できるというのも十分な理由付けになるのではないか。
- ・原災法第 10 条、第 15 条の判断基準に係る解釈を標準化することに意義がある。整理の仕方です使えるものになるのではないか。

これらの意見を踏まえて、挙手による採決を行い、全員が「改訂継続」に賛成した。これにより、前回検討会終了後の改訂案を基に検討していき、今後原災法及び原安委指針の改正に合わせて改訂することが了承された。

資料 No.3-3-1,3-3-2 に基づき、JEAG4102 改定案の各社担当分について検討を行い、法令や防災業務計画との整合を図り、各社間のコメントを整合した。主な意見は以下のとおり。

- ・用語の定義を入れるべきである。
- ・文中の「原子力防災業務計画に従い」は、本指針に基づき防災業務計画を策定するため、全て削除する。
- ・法令、防災指針、防災業務計画との整合を図りながら検討を進めていく。
- ・3.4.2 通報すべき事象は、確認のための物量が多いため、持ち帰り検討してコメントを、担当である福田委員に連絡する。(今週中)
- ・解説表 - 5 防災資機材の内容は、各社に差異があるので各社の現状を、担当である斎藤常時参加者に連絡する。(今週中)
- ・5.2 事業所外運搬の事後対策については、次回以降の検討項目にする。

各社間のコメント・防災資機材現状を整理し、次回検討会で確認していくことが了承された。

芹澤主査から 2 月 23 日の運転・保守分科会への準備についての説明があった。

- ・前回の分科会で承認された方針に基づいて、改定案を取りまとめているという中間報告を行う。
- ・前回の分科会で改定案のポイントとされた 4 項目の検討状況を報告する。ただし、事業所外運搬中の事故対応については、検討体制を含めて今後の検討とする旨も報告する。検討会委員の増員も検討していきたい。

(6) その他

- 1) 事務局より、個人情報管理に係る事項を原子力規格委員会 運営規約 細則に追記することを次回原子力規格委員会に提案する旨の連絡があった。分科会審議事項であるが、電子メールでの送信を「bcc」にするか、「宛先又は CC」にするかを決定してもらう。また、運営規約 細則が承認された段階で、委員全員に「委員情報の確認」通知発信を行う予定である。
- 2) 事務局より、第 15 回基本方針策定タスクでの議論を踏まえて、規格策定活動の計画立案(具体的な活動内容・検討項目、5 年間程度の改訂時期等)の依頼があった。
- 3) 次回検討会は、4 月 11 日(火)13:30~として、JEAG4102-1996 改訂の検討を行う。

以上